

定例監査の結果

1 監査の期間

平成30年 4月19日から平成30年 5月17日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

健康福祉部福祉課、長寿課及び看護専門学校

(2) 対象期間

平成29年 4月 1日から平成30年 2月28日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 福祉課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 前年度に翌年度の契約締結伺いを起案しているものがあつた。

(イ) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する正当な理由の記載のないものがあつた。

(ウ) 契約書に、履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する事項の記載のないものが散見された。

(エ) 個人情報の取扱いに関する特記仕様書で定められた作業責任者等及び作業場所の届の提出を受けていないものが散見された。

(オ) 監督職員を任命しているにもかかわらず、受託業者に監督職員の通知をしていないものが散見された。

イ 公印の使用において、押印の必要のない文書に押印しているものがあつた。公印の重要性を認識し、適正な事務処理をされたい。

ウ 電子計算機を使用した電子公印の印影の使用又は印刷について、総務課長の承認を受けていないものがあつた。西尾市公印規則に則った事務処理をされたい。

エ 社会福祉協議会補助金の交付事務において、交付申請書に社会福祉法人の助成に関する条例で定められた理由書の他、財産目録及び貸借対照表の添付がされていなかった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いについて十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

オ 補助金の交付申請事務、寄附採納及び検査職員の任命に係る文書処理事務において、決裁区分を誤っているものがあつた。西尾市決裁規程に則つた事務処理をされたい。

カ 未支給分扶助料の時効による消滅の処分について、決裁による適正な処理がされていなかった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し適正な事務処理をされたい。

(2) 長寿課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 契約締結伺いにおいて、随意契約の根拠条文の記載のないものがあつた他、1者と随意契約を締結する正当な理由の記載のないものが散見された。

(イ) 契約を締結した請書の契約日や指定管理基本協定書の協定日を鉛筆で記載しているものがあつた。

(ウ) 契約書に貼付する印紙税額に誤りがあつた他、貼付の必要のない印紙を貼付しているものがあつた。

(エ) 個人情報の取扱いに関する特記仕様書で定められた作業責任者等及び作業場所の届の提出を受けていないものがあつた。

(オ) 契約書で定められた運営事業従事者届の提出や業務仕様書で定められた作業報告書の提出を受けていないものがあつた。

(カ) 市民活動推進業務における個人情報の取り扱い要領において、受託業者から緊急時連絡網が提出されていないものや、個人情報の取扱いに係る作業場所が受託業者から提出された各届で一致しないものがあつた。

(キ) 検査職員が任命されていないものがあつた。

イ 再任用短時間勤務職員の週休日の振替をした際の時間外勤務手当の支給について、1週間の正規の勤務時間を超えなかったにもかかわらず、時間外勤務手当（25/100）を支給していた。支給事務のチェック体制を確立し、適切な事務処理をされたい。

ウ 他課においても雇用されている臨時職員の勤務について、午前の勤務を終え、引き続き午後到他課での勤務をされた際、労働基準法に基づく休憩を与えていないものがあつた。労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分の休憩を与える必要があるため、労働基準法第34条の規定により適切な労務管理をされたい。

エ 介護給付費返還金について、弁済契約に基づいて歳入される返還金を調定していなかった。西尾市予算決算会計規則に則った事務処理をされたい。

オ 介護保険料の還付未済額で、時効による消滅の処分について、決裁による適正な処理がされていなかった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し適正な事務処理をされたい。

カ 委託業務の契約締結伺いにおいて、決裁区分を誤っているものがあつた。西尾市決裁規程に則った事務処理をされたい。

(3) 看護専門学校

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 50万円を超える契約において、予定価格書が封入されていないものがあつた。

(イ) 予定価格書に日付の記載のないものがあつた。

(ウ) 建設工事請負契約約款で定められた工程表の提出を受けていないものがあつた。

イ 公印の使用について、決裁文書を公印管守者に提示せずに使用しているものがあつた。公印の重要性を認識し、適正な事務処理をされたい。

ウ 臨時職員の雇用の起案で、伺いの主たる内容である雇用期間について、ゴム印を使って訂正しているものがあつた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。